令和7年1月31日

申請	ゴア TAG 胸部大動脈	申請	△ 40.7.7.1. □ 01.□	申請	
品目	ブランチ型ステントグ ラフトシステム	年月日	令和 7 年 1 月 31 日 	者名	日本ゴア合同会社

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目 1	カワスミ Najuta 胸部ステントグラフトシステム	SB カワスミ株式会社
競合品目 2	COOK Zenith Alpha 胸部エンドバスキュラーグラフト	クックメディカルジャパン合同会 社
競合品目3	VALIANT 胸部ステントグラフトシステム	日本メドトロニック株式会社

競合品目を選定した理由

申請品目と同様に分岐血管に対応した胸部大動脈用ステントグラフトであることか 競合品目 1:

ら選定しました

申請品目と同じ胸部大動脈用ステントグラフトの中で、現在利用可能な最新のマー競合品目2:

ケット調査に基づき2022年度の売上高の高い順に選定しました。

競合品目3: "

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中 又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

令和7年1月31日

申請	Propel 鼻腔内ステン	申請	今 和 7 年 1 日 91 日	申請	日本メドトロニック(株)
品目	٢	年月日	令和7年1月31日	者名	日本メドトロニック(株)

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競合企業名
競合品目 1	なし	なし
競合品目 2	なし	なし
競合品目3	なし	なし

辛辛	스	묘	日	を	:醒	完	- 1	<i>t=</i>	珊	由
况 况				~	1++	ᄮ		1	7Ŧ	_

競合品目1: 現時点において、海外の競合品目の本邦への導入予定がないため

競合品目2:

競合品目3:

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中 又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

令和7年4月2日

申請	CureApp AUD 飲酒量	申請	令和7年4月2日	申請	株式会社 CureApp
品目	低減治療補助アプリ	年月日	TM1	者名	株式云江 CureApp

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

		販	売	名	/	開	発	名		競	合	企	業	名
競合品目 1	該当なし								l					
競合品目2	_													
競合品目3	_								_					

		競	合	品	目	を	選	定	し	た	理	由	
競合品目1:	同一(の使用	用目的	的のほ	既承言	忍医》	寮機	器は7	ない	ため			
競合品目2:													
競合品目3:													

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中 又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

令和7年4月22日

申請	ジーンキューブ	申請	今和 7 年 3 目 14 日	申請	東洋红地学会社
品目	MPXV	年月日	令和 7 年 3 月 14 日	者名	東洋紡株式会社

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目 1	コバス MPXV	ロシュ·ダイアグノスティックス株 式会社
競合品目 2	DetectAmp mpox PCR JP スタンダード	シスメックス株式会社
競合品目3	-	-

競合品目を選定した理由

競合品目1:

エムポックスウイルス核酸キットの体外診断用医薬品(承認番号 30500EZX00035000)として承認を受けているため。

競合品目2:

エムポックスウイルス核酸キットの体外診断用医薬品(承認番号 30500EZX00049000)として承認を受けているため。

競合品目3:

上記以外、承認を受けていないため。

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中 又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。